

# 2月のISM製造業・非製造業景況指数

## —非製造業景況指数は昨年2月以来の水準を回復—

- 2月の製造業景況指数は低下し、景況の分岐点である50に再び接近しました。一方、非製造業景況指数は3カ月連続で上昇し、昨年2月以来の水準を回復するなど景況の良好さを示しました。
- 米国においても新型コロナウイルスの感染者が増加し始めていることは、今後、景況抑制要因になる可能性があります。当面、株式市場の動向や新型コロナウイルスの感染状況を注視していく必要があるとみられます。

### 製造業・非製造業で二極化した景況感

2月のISM製造業景況指数は50.1（前月差▲0.8）と、2カ月ぶりに低下しました。一方、ISM非製造業景況指数は57.3（同+1.8）と、3カ月連続で上昇しました（図表1）。

製造業景況指数は2019年8月以降、景況の分岐点である50を下回って推移し、1月に6カ月ぶりに50を回復していました。今回、景況指数は50を辛うじて維持したものの、製造業の景況拡大がスローペースとなったことを示唆しました。

一方、非製造業景況指数は、2019年2月（58.5）以来の水準となるなど、非製造業は製造業とは対照的に景況が良好であることが示されました。

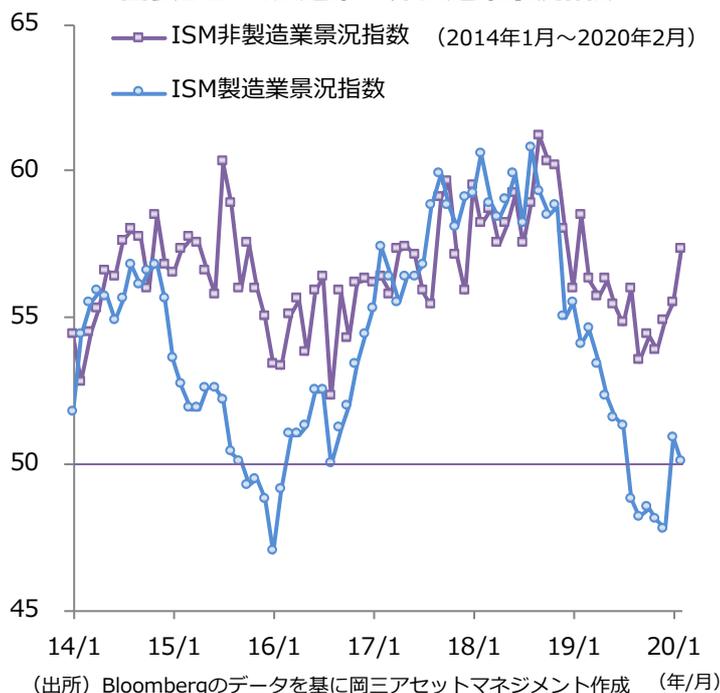
### 生産・受注・輸入に新型コロナウイルスの影響

製造業景況指数の構成指数では、新規受注（49.8：前月差▲2.2）、生産（50.3：同▲4.0）、在庫（46.5：同▲2.3）が低下し、雇用（46.9：同+0.3）、入荷遅延（57.3：同+4.4）が上昇しました。また、構成指数以外の主な指数では、新規輸出受注（51.2：同▲2.1）、輸入（42.6：同▲8.7）が低下しました（図表2）。

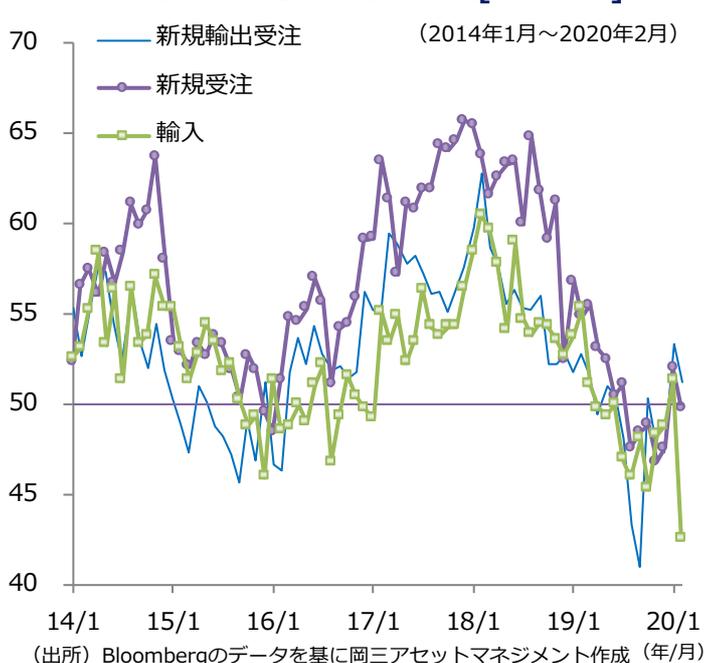
今回、景況指数の低下は生産が最大の押し下げ要因となりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により中国におけるサプライチェーンに混乱が生じたことが生産の制約となったことが表れたとみられます。加えて、新型コロナウイルスの影響により中国向けの輸出受注が減少したことなども生産の抑制に繋がったとみられます。また、輸入も大幅に低下しており、中国からの輸入が大きく減少したことが窺われます。

中国では企業活動の再開が徐々進んでいるものの、3月の統計においてもこうした影響は残るものと予想されます。

図表1 ISM製造業・非製造業景況指数



図表2 ISM製造業景況指数[詳細指数]



### <本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

### 非製造業の景況はかなり良好

非製造業景況指数の構成指数を見ると、新規受注（63.1:前月差+6.9）、雇用（55.6:同+2.5）、入荷遅延（52.4:同+0.7）が上昇した一方、事業活動（57.8:同▲3.1）が低下しました（図表3）。

今回、事業活動が比較的大きく低下しましたが、内容を見ると前月と変わらないとの回答が増えたことが要因となっており、事業活動が改善したとの回答はむしろ増加しています。また、新規受注は2018年6月（63.1）以来の高水準となるなど大きく改善しています。

非製造業においても、建設業における資材調達などにおいて中国のサプライチェーン混乱の影響が顕在化している模様ですが、その他の業種においては、新型肺炎の影響を懸念しつつも、概ね足元の景況はかなり良好だった模様です。

### 製造業の景況改善業種が大幅に増加

業種別で見ると、製造業では前月からの景況改善を報告したのが14業種（前月8業種）、低下を報告したのは3業種（前月8業種）となりました。米中貿易協議の合意に期待が高まっていた昨年3月以来の水準まで景況改善業種は増加し、景況DIは大きく上昇しました（図表4）。米中貿易協議の「第1段階の合意」が2月に発効したことなどが景況改善業種の増加に繋がったものとみられます。

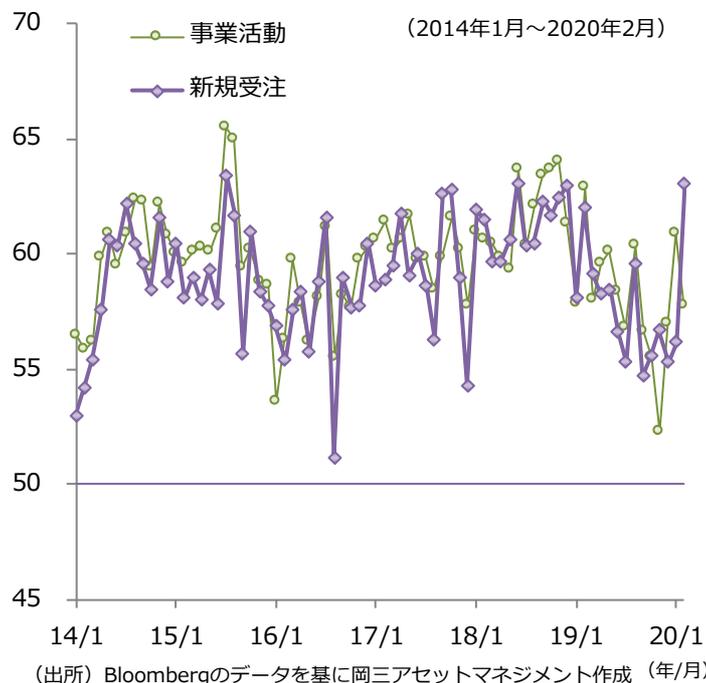
非製造業では16業種（前月12業種）が前月からの景況改善を報告し、2業種（前月6業種）の景況が低下しました。非製造業においては大半の業種で景況が改善していることが示唆されています。

### 株式市場と新型肺炎の動向を当面注視

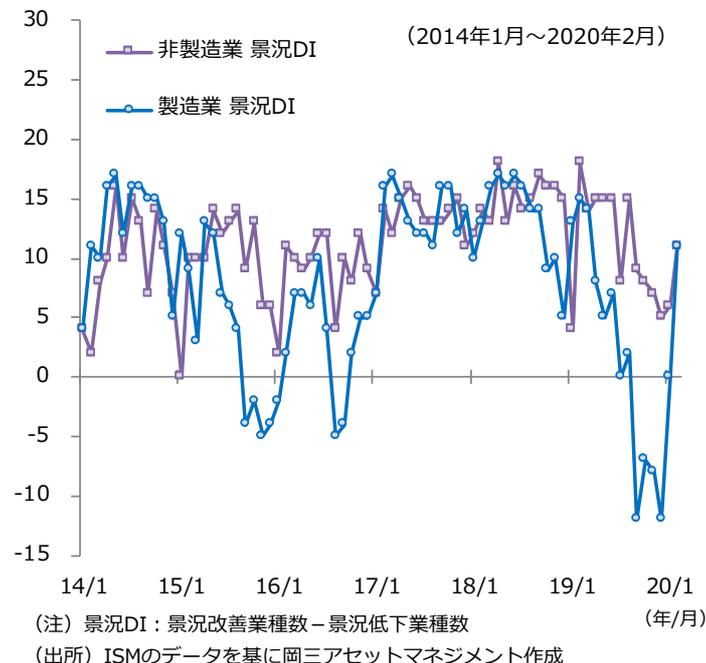
2月の結果には、月末の株価急落はほとんど回答に反映されていないとみられ、3月の統計で反映されるものとみられます。新型肺炎は米国でも感染者が増加し始めており、今後、経済活動への影響が懸念されます。中国における新規感染は既にピークアウトしている模様であり、中国のサプライチェーン問題が徐々に解消に向かうとみられることは主に製造業の景況改善にポジティブとみられます。ただ、米国内における感染拡大は今後、非製造業を含め景況を抑制する可能性があることから、当面、株式市場の動向と新型肺炎の感染状況を注視していく必要があると考えています。

以上（作成：投資情報部）

図表3 ISM非製造業景況指数[詳細指数]



図表4 製造業・非製造業 景況DI



#### <本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものではありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡しますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。

## 皆様の投資判断に関する留意事項

### 【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

### 【留意事項】

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

### 【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用  
**購入時手数料**: 購入価額 × 購入口数 × 上限3.85% (税抜3.5%)

- お客様が換金時に直接的に負担する費用  
**信託財産留保額**: 換金時に適用される基準価額 × 0.3% 以内

- お客様が信託財産で間接的に負担する費用  
**運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担**  
: 純資産総額 × 実質上限年率2.09% (税抜1.90%)

※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

#### その他費用・手数料

**監査費用**: 純資産総額 × 上限年率0.0132% (税抜0.012%)

※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。

(監査費用を除くその他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。)

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

### 【岡三アセットマネジメント】

商 号: 岡三アセットマネジメント株式会社  
事業内容: 投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業  
登 録: 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号  
加 入 協 会: 一般社団法人 投資信託協会 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

### <本資料に関するお問い合わせ先>

フリーダイヤル 0120-048-214 (9:00~17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く)